

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方（対応方針）

山梨県子ども計画（素案）

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ①子どもの権利に関する理解促進	子どもの権利→一つの命として確認された胎児は生まれる権利を有する。 今までの子育て支援には無かった山梨県独自の施策が必要であり、例として科学的に命の確認ができた胎児のお母さんには将来の子育てに対する経済的・精神的な不安を取り除くために100万円の育児養育金を与える。	1	【実施段階検討】 県でも子育てに係る経済的・精神的不安の解消は重要と考えておりますので、県としても子育てに係る経済的不安感の解消に資するよう取り組みを進めます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
2	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実	子どもがやりたい遊びや体験ができることが大事→実践できる場としてのサードプレイスの設置。 子育てしている人は子育てに楽しさを感じている→レスパイト、コミュニティカフェや放課後児童クラブを兼ね備えた新しい形の保育園の設置が望ましい。 社会全体が家族みんなで毎日楽しく健康で暮らせるウェルビーイングの世界としての文化・スポーツクラブの設立を提案する。 新しい文化の創造につながる流れであり全世代が楽しい快適な生活空間が生まれる。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも遊びや体験の充実は必要と考えますので、「第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実」の個別施策に「遊びや体験の場・機会の充実」を追加します。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
3	第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑥成育過程にある者への保健施策 子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止	喫煙や受動喫煙と子ども・妊婦の健康については、記載がありますが、子ども・妊婦への受動喫煙の危害について、子ども・妊産婦の受動喫煙防止は重要なので、子ども・妊婦のいる場所（特に家庭内など、また利用施設や屋外でも）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要です。（子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です） ・子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。 ・子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの半数前後の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 ※内閣府が2022年に行った「タバコ対策に関する世論調査」 https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r04/r04-tabako/gairyaku.pdf でも、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は35.9%でした。これらの場所以外でも、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要です。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも様々な疾患リスクにつながる受動喫煙への対策は必要と考えますので、「第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑥成育過程にある者への保健施策」の個別施策に「受動喫煙対策の推進」を追加します。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
4	第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑥成育過程にある者への保健施策 子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止	都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。	1	【実施段階検討】 県でも様々な疾患リスクにつながる受動喫煙への対策は必要と考えますので、望まない受動喫煙がなくなるよう取り組みを進めます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
5	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑥成育過程にある者への保健施策 子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止	子どもや妊婦の受動喫煙防止の啓発方法として、2024/5/31の世界禁煙デー・禁煙週間などで、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関、城などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発が医師会や自治体で行われました。 http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=26 県・県内自治体・医師会・市民団体などとも連携し、次年度以降、健康日本21の健康寿命をのばすなども含め、世界禁煙デーのイベントにリンクさせた自主的な取り組みとしてご検討いただければ。（このライトアップは点灯施設側の経費負担の協力が必要ですが、他の経費は特段にはかからないようです） http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/gakkaisi_240820_66.pdf	1	【実施段階検討】 県でも様々な疾患リスクにつながる受動喫煙への対策は必要と考えますので、望まない受動喫煙がなくなるよう取り組みを進めます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
6	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑥成育過程にある者への保健施策 子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用を防止	子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化への充実をよろしくお願ひします。 https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html ・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ・禁煙治療薬のチャンピックス（バレニクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのことです。	1	【実施段階検討】 県でも様々な疾患リスクにつながる受動喫煙への対策は必要と考えますので、望まない受動喫煙がなくなるよう取り組みを進めます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
7	第4章 施策の展開	日本では親の権利が強く、子どもが助けを求めた場合、なかなか支援がなされません。家庭への介入も難しく、必要な支援がなされないことが多いです。特に支援が必要な保護者が子育てする子どもへの支援です。 また、県の施策が子育て世帯に浸透していません。施策が実感できるような取り組みを求めます。	1	【記述済み】 「第4章 第1 ⑦こどもの権利侵害防止」や「第4章 第4 ②社会的養護を必要とする子どもへの支援」において、こどもの権利擁護や支援が必要な子どもへの支援を取り組むこととしています。 また、「第4章 第6 ⑩子ども・子育てにやさしい社会の実現」においては、県の施策を広く県民に浸透を図り、子どもや子育て当事者が社会全体からの支えを実感できる社会の実現に取り組むこととしています。
8	第1章 計画の基本的事項 第5 計画の進行管理	毎年度進捗状況を点検、評価するとありますが、多部署、多分野にわたる計画なので、分野ごとにチームを作って専門的な観点や現場の声をもとに点検、評価する必要があると思いますが、どのような体制を用意するのでしょうか？具体的に書いてほしいです。 また、「点検、評価にあたって、子ども・子育て当事者とともに進める」とありますが、具体的にはどうやって「ともに」進めるのでしょうか？ヒアリングやアンケート、当事者団体との協力などを考えているのでしょうか？	1	【実施段階検討】 計画の進捗管理は、子育て支援推進本部事務局から庁内各課室に、事業の進捗状況について点検、報告を依頼し、評価を行ってまいります。 また、計画の点検、評価にあたって、アンケートやヒアリングなどにより、広く県民の皆様の皆様からも意見を伺うことも必要と考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
9	第1章 計画の基本的事項 第6 計画の推進体制	「子育て支援推進本部を中心に」とありますが、計画策定にあたって「子育て支援推進本部」は動いたのでしょうか？知事を中心として、全庁的な理解と意識の醸成のもとで計画を推進して頂くよう、定期的な開催について具体的に記して頂きたい。 「こども計画」を推進していくためには、県庁職員が「こどもの権利保障」や「こどもの意見を尊重する」ことの意義を理解していることが必要条件です。知事がリーダーシップをもって推進することはもちろん、全庁的に機運を高め、予算的な措置も図っていくことが求められます。	1	【実施段階検討】 子育て支援推進本部事務局を中心として、庁内各課室との連携を図りながら、計画の作成進めており、最終的に子育て支援推進本部のメンバーによる承認により計画は策定となります。 また、県でも県庁職員に対して「こどもの権利保障」や「こどもの意見を尊重すること」に関する理解の普及を図ることは重要と考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
10	第1章 計画の基本的事項 第6 計画の推進体制	「県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業者等と相互に連携」とありますが、具体的にどのような取組を考えているのか、書いて頂きたい。ネットワークづくりや協議会の開催、ワーキンググループの立ち上げなどを検討してほしいです。他の先進的な自治体（名古屋市、世田谷区、松本市など）の事例を参考にしたり、自治体間での連携・協力、専門家との協力体制の構築も掲げるとよいと思います。	1	【記述済み】 「第4章 第1 ②多様なこどもの意見表明機会充実」の関係者との連携体制構築や、「第4章 第6 ⑩こども・子育てにやさしい社会の実現」のこども・子育てを社会全体で行う機運醸成などにより、それぞれの役割を明確にしながら、連携して取り組みを進めます。
11	第1章 計画の基本的事項 第6 計画の推進体制	「当事者意見の反映」とありますが、具体的にはどのような方法で意見を集め、反映するのでしょうか？アンケート、ヒアリング、「山梨こども・若者意見がらす」の定期開催、ネットを通じた意見募集事業（書き込みサイトの立ち上げ）など、予算をつけて実施してください。さらに、「意見がどのように反映されたのか」も評価する必要があるので、評価方法も含めて検討してほしい。	1	【実施段階検討】 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重して、計画を推進していくことは重要であると考えています。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
12	第2章 こども・若者や子育て 家庭を取り巻く状況	この計画の策定にあたって、アンケートや「山梨こども・若者意見がらす」で意見を収集しているはずですが、どんな意見が出て、どのように反映したのかを第2章や第4章に盛り込んでほしい。	1	【記述済み】 計画の策定にあたって実施したアンケートや意見の結果のうち、施策につながる情報は第2章に記載しています。また「第3章 第2 基本方針と基本目標」には、意見の反映方法として、こども・若者への意見聴取の結果、多かった意見を基本目標に反映させた旨を記載しています。 なお、アンケートや意見聴取の結果については、参考資料として添付します。
13	第2章 こども・若者や子育て 家庭を取り巻く状況	「こどもの権利の認知度」についてのアンケートやヒアリングはしていないのでしょうか？大変重要な項目なので、今後アンケートに入れるなど、把握する方法を検討して下さい。	1	【実施段階検討】 県では今回、「子どもの権利のうち、あなたのまわりで守られていないものはあるか」という項目について、こども本人や保育者に対して実施しました。 引き続き、施策の推進に必要な情報について把握できるよう取り組みを進めます。
14	第3章 計画の基本的な考え方 第1 基本理念	基本理念には「こどもが夢や希望を叶えるために「権利の主体として尊重され」「安心と挑戦が保障され」とありますが、「権利」は生まれながらにして持っており、大前提として全てのこどもに保障されるものであって、「将来のために「保障される」のではないので、表現が間違っていると思います。 また、こどもが「自立できる社会の実現」とありますが、「こども基本法」が目指しているのは「こどもが幸せに生きられる社会の実現」なので、この部分も法の趣旨に合わないと思います。 「夢や希望が叶えられ」たり「自立する」のは、権利が保障された「結果」として表れるものなので、順番が逆です。 「こども基本法」は、子どもたちが「今」そして「将来」にわたって幸せに生きられる社会の実現を目指しており、将来の夢や希望を叶えたり、自立するためだけに作られた法律ではありません。 「今」の幸せな生活の積み重ねとして「将来」の幸せがあります。大人が「こどもの権利を保障」し、「こどもの声を尊重・反映」し、切れ目ない多様な支援を行うことで、こどもが幸せに生きられる社会を実現したら、その結果として、子どもが夢や希望を叶えたり、自立することはあるでしょう。ただ、夢や希望を叶えたり自立するかどうかは、子ども自身が決めることで、強制されるものではありません。「こども計画」が、こどもに責任やプレッシャーを与えるもの、理想的な「こども像」を押し付けるものになっては本末転倒ですので、「こども計画」の理念として「自立」を強調するのは違和感があります。 今の表現を使って書き直すならば、「全ての子どもが権利の主体として尊重されるとともに、安心と挑戦が保障され、将来にわたって幸せに生きられる社会を実現する」としてはいかがでしょうか？	1	【反映困難】 「夢や希望を叶えること」は、こども・若者の意見を踏まえ設定した要素です。 また、計画では「自立」という言葉を「自己決定に基づいて主体的な生活を営む」という意味で用いており、それぞれが望むそれぞれの幸せを実現できる社会を「全てのこどもが自立できる社会」と表現しています。 さらに、計画では「他からの助けを受けず」という辞書的な意味とは逆に、「自立」にあたっては依存できる関係、つまり信頼が必要で、その信頼を育むために必要なこととして「安心と挑戦」の保障を掲げています。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
15	第3章 計画の基本的な考え方 第1 基本理念	県総合計画で目指す「豊かさの実感」と、「こども基本法」が目指す「幸せ（ウェルビーイング）」は同じではないと思うので、総合計画についての記載は必要無いように思われます。「豊かさの実感」と「こども計画」の基本理念との関連性もわかりにくいです。	1	【記述済み】 県総合計画で目指す「豊かさ」は「人それぞれで異なる幸福を得るため、それぞれの方が自分なりに」選ぶことによって得られるものです。 一方で、こども基本法が目指す「幸せ（ウェルビーイング）」も人それぞれで考える形が違うという点で同じという考えに立っています。
16	第3章 計画の基本的な考え方 第1 基本理念	「すべての県民のウェルビーイングの向上を目指す」とありますが、確かに大人も幸せでなければ子どもの幸せは実現できませんが、この計画は「こども計画」なので、もし書くならば「県内のすべてのこども・若者そして大人のウェルビーイングの向上を目指す」としてはいかがでしょうか？	1	【その他】 こどもと大人は同じ人間のそれぞれの時期における呼称に過ぎず、別の存在ではないので全ての県民のウェルビーイングの向上が重要です。 また、御意見にもあるように大人が幸せであることは、様々な面で、こどもの幸せの幸せにとって重要です。
17	第3章 計画の基本的な考え方 第1 基本理念	その下の説明文は、内容がアタッチメントに偏りすぎていると思います。 アタッチメントの形成は、人の成長やウェルビーイングの土台となる大切なものですが、「こども計画」は、アタッチメントが形成されたうえで必要な支援や環境・機会についても定めるものですが、アタッチメントの形成がうまくいかなかった子どもについての支援や、アタッチメントの形成以外の部分での子育て環境の整備についても定めるものなので、アタッチメントに偏って基本理念の説明がされていることに違和感があります。またアタッチメントの形成が、能力の獲得や、主体的な学習態度を育てるために必要だから重視すべきという表現がありますが、結果としてそうだとすると、それを目的にアタッチメントを形成するのは順番が逆ではないでしょうか？「アタッチメントの形成が重要」だから子どもに寄り添うのではなく、こどもへの愛情や、大切に思う気持ち（個として尊重する）をもって周りの大人が接した結果としてアタッチメントが形成されるものなのではないのでしょうか？	1	【その他】 計画では「安心と挑戦」の保障を基本理念に掲げており、それにあたりアタッチメントの形成が重要であるという考え方を示しています。 一方で、アタッチメントの形成に重要な時期を過ぎた方についても、別の形で「安心と挑戦」が保障されることが重要であると考えています。
18	第3章 計画の基本的な考え方 第1 基本理念	「経済的および社会的な成果を上げる」ことが「夢や希望を叶える」と同義であるような「競争主義」的表現、非認知・認知能力を身につけることで「夢や希望が叶う」という「能力主義」的表現、将来の「自立」に向けて能力をつけるという「こども期を大人になるための準備期間」と捉える「こども観」「教育観」が示されていることが大変残念です。こどもたちの今の幸せを保障する「こども基本法」の根本的理念が、理解されていないと感じました。 昨今、「自立」とは「個人の能力を高めること」で実現するものではなく、「依存先を増やすこと」で実現するという考え方が注目されています。人は個人単独で生きられるものではなく、すべての生物・非生物に依存した存在であり、うまく依存し合えるかどうか、孤立しすぎず、幸せに生きるコツとも言えます。そうした考え方のもと、教育も「生き抜く力」から「生き合う力」へとシフトしていています。そうした時代の変化を反映した文章に変えられないのでしょうか？	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ「経済的および社会的な成果をあげる、つまり」という記載を削除します。 一方で、計画では「自立」という言葉を「自己決定に基づいて主体的な生活を営む」という意味で用いており、それぞれが望むそれぞれの幸せを実現できる社会を「全てのこどもが自立できる社会」と表現しています。 さらに、計画では「他からの助けを受けず」という辞書的な意味とは逆に、「自立」にあたっては依存できる関係、つまり信頼が必要で、その信頼を育むために必要なこととして「安心と挑戦」の保障を掲げています。
19	第3章 計画の基本的な考え方 第1 基本理念	58ページ最後の文章には、自立に支障が生じないために、こどもが権利の主体として尊重されることが重要という表現もありますが、順番が逆です。自立するかどうかは個人の自由であって、自立することと引き換えに権利が与えられるわけでありません。こどもが権利の主体として尊重されることは、自立するかどうかとは切り離して考えなければなりません。 総じて「アタッチメントの形成」の重要性と、「自立が図られる」ことに最終目標が置かれた文章となっており、「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨に沿ったものになっていないと感じます。 「こども計画」は「こどもが自立できる社会」をつくるための計画ではありません。「こどもの最善の利益」を第一に考え、「こどもを権利の主体として認識」し、「こどもの権利を保障」「意見を尊重・反映」とともに、「こどもの健やかな成長」と、「子育て」を社会全体で後押しすることによって、「こどもまんなか社会」を実現するための計画ではないのでしょうか？そういう内容の基本理念と説明文を入れて頂ければと思います。	1	【記述済み】 計画では「権利はそもそも保障されるべきである」と示しています。 また、生涯にわたるウェルビーイング向上を目指し、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」ができる社会を実現するとしています。 「第3章 第1 基本理念」には確かに基本理念を実現するための方法の記載がありませんが、「第3章 第2 基本方針と基本目標」以降において記載しています。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
20	第3章 計画の基本的な考え方 第2 基本方針と基本目標	「こども大綱」を勘案するとありますが、「こども大綱」の基本方針のうち、最初の2つである「(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」「(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」が入っていないのはなぜでしょうか？ 最も重要な方針なので、本県の「こども計画」の基本方針にも上記の2つを最初の方針として入れてほしい。	1	【記述済み】 「(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」については「第3章 第1 基本理念」に、「(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」については、「第1章 第6 計画の推進体制」に反映しています。
21	第3章 計画の基本的な考え方 第2 基本方針と基本目標	「基本方針」には「どのような姿勢でこども施策を立てていくか」を書き、「基本目標」は「どのような状態を目指すか」を書く必要があります。 「方針」ごとに「目標」を無理やり当てはめる必要はなく、「目指したい状態」を「目標」として掲げ、それぞれの目標について、基本方針に沿った施策が検討されればよいのではないのでしょうか？今の素案では、方針と目標がかみ合っていないように思われます。	1	【その他】 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
22	第3章 計画の基本的な考え方 第2 基本方針と基本目標	「基本目標」(1)～(11)は素晴らしい目標だと思いますが、「(0) こども・若者が権利の主体として認識され、個性が尊重され、権利が保障されている」を第1の目標として加えるようお願いします。	1	【記述済み】 計画では、目指す姿についてできるだけ多くの方が同じイメージを持てるような表現とするよう工夫をしています。具体的には、権利の主体として認識されることで「自分の行動や意見で地域や社会を変えられると思う」ようになること、個性が尊重されることで「自分のことを好きだと思う」ようになること、権利が保障されることで、安心して人に頼れるようになったり、やりたいことが実現可能だと思えるようになったり、という形です。
23	第3章 計画の基本的な考え方 第2 基本方針と基本目標	目標には、大きく分けて【こどもの権利に関わること】(1)と上記(0)【こどもの生育環境と育ちの支援に関わること】(3)(4)(6)(7)(8)(10)【子育て支援に関わること】(2)(5)(9)(11)の3種類がありますが、順番がまちまちなので、関連したものをまとめた方が良いと思います。	1	【実施段階検討】 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
24	第3章 計画の基本的な考え方 第2 基本方針と基本目標	(8)の「円滑に社会生活を送っている」という表現は、固定観念や価値観の押し付けと捉えられる可能性があり不適切です。「円滑」な状態は個人によって異なり、「ひきこもり」の状態が「幸せ」な人もいるかもしれないので、偏った価値観を押し付けるような目標とならないよう注意が必要です。 「(8) 全てのこども・若者が(身体的・精神的・社会的に)幸せな状態で生活している」としては？	1	【その他】 基本目標には「幸せな状態で生活している」状態は、具体的にはどのような状態なのかを、こども・若者の意見を踏まえ設定しています。
25	第3章 計画の基本的な考え方 第2 基本方針と基本目標	「(10) 全てのこどもが生活環境に満足している」は「(10) 全てのこどもが生活環境・教育環境に満足している」としては？	1	【実施段階検討】 指標となるアンケートについて「生活環境」として質問を行っているため反映は困難です。 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
26	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	p64以降の中期目標については、目標値が100%となっているのに、なぜここでは目標値が100%ではなく「上昇」なのでしょう？数値にどれだけ意味があるのかは分かりませんが、「上昇」という表現も安易な設定と感じてしまいます。	1	【その他】 価値観は人それぞれであり、中期目標の実現が全ての形の価値観に合致しているとは限らないことから「上昇」という設置としています。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
27	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標①こどもの権利に関する理解促進 教育・保育関係者だけでなく、こども・若者や保護者、行政職員、その他全て県民の理解促進が重要です。保育所・放課後児童クラブ等で働く方だけでなく、学校教職員、こども、保護者、行政職員へもアンケートを行って理解度を確認してください。	1	【実施段階検討】 県でも、教育・保育関係者だけでなく、全ての県民の理解促進が重要だと考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
28	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標②多様なこどもの意見表明機会充実 声を上げにくいこどもへの意見聴取も重要ですが、そもそもこどもの意見聴取ができてきているかを調べる必要があります。意見聴取ができてきているかどうかはどのような方法で分かるのでしょうか？	1	【その他】 声が上げにくいこどもへの意見聴取について、できているかの確認も含め、関係分野に関わる方々と協力関係を構築する中で、取り組みを進めます。
29	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑧アタッチメントの形成促進 十分に子どもに向き合っていると感じる「保育所等職員」よりも「保護者」の割合の方が重要では？	1	【その他】 子育てにおいて「保護者」の関わりが重要であることは、言うまでもありません。 一方で、こどもが覚醒している時間において「保護者」よりも「保育所等職員」の方が長くなっているという御意見も踏まえて指標を設定しています。
30	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑨遊びや体験機会の充実 「子育て当事者」の視点も重要ですが、こどもたち自身に聞いてみては？	1	【実施段階検討】 県でも、こどもの意見も重要だと考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
31	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑩自己肯定感の向上に向けた取組 「周りの人に認められている」＝「自己肯定感」なのでしょうか？「自己」を「肯定する」のが「自己肯定感」では？「周りの人に認められ」なければ「自己を肯定できない」のは「自己肯定感」が低い状態では？ 「自分のことが好きと感じるこどもの割合」の方が、まだ指標に近いと思います。	1	【その他】 自己肯定感という言葉からは「自分のことが好きだと感じるこどもの割合」の方が近いと感じるという点については御意見のとおりです。 ここでは「自己肯定感の向上に向けた取組」ということで、自己効力感に影響のある指標を設定しています。
32	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑮仕事と生活の両立支援 「保育を利用できなかった」割合を減らすだけでなく、「育児休暇や時短勤務をとれなかった」割合を減らすことも重要です。	1	【記述済み】 県でも、「育児休暇や時短勤務をとれなかった」割合を減らすことも重要だと考えます。 施策としては「第4章 第3 ⑮仕事と生活の両立支援」において記載しています。
33	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑯こどもの居場所づくり こどもの居場所とは、放課後の居場所だけではなくありません。就学前のこども、学校に行かないこども、学校が無い日のこども、卒業後の若者の居場所の充実が求められています。 「居場所があると感じるこどもの割合」を指標としては？	1	【記述済み】 ここでは「自分には居場所があると考えるこども・若者の割合」を向上させるための中期目標として設定しています。 こどもの居場所が放課後の居場所だけでないことは御意見のとおりです。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
34	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑩ひきこもりへの対策・支援 「ひきこもり」は悪いという前提の施策になっています。「ひきこもり」状態でも本人が幸せであれば問題ないので、「ひきこもりによって困難を感じる子ども・若者、家族の割合」を低下させる方が適切では？	1	【実施段階検討】 この施策は、基本目標に掲げる「社会生活や日常生活を円滑に送ることができていると思う子ども・若者の割合」の上昇を図るための施策として位置づけています。 ひきこもり支援における対象者は、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の方であり、本人やその家族が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができる（自律する）支援が大切ですので、御理解いただければと存じます。 当該施策については、その効果をしっかりと評価しながら、今後も見直しを行って参ります。
35	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑪いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援 学校内外の機関で相談・支援を受けていれば良い状態とは限りません。「いじめ、不登校等により身体的、精神的、社会的な困難や苦しみを抱える子どもや保護者の割合」が低下することが大切です。対策として求められるのは、「全ての子どもが安心して過ごし、学ぶことができる公教育の再生」であり「学校は安心して楽しく過ごせる場と感じている子どもの割合」を指標として入れてほしい。	1	【実施段階検討】 「学校内外で相談を受けている生徒の割合」は、すでに学校以外の場で生活されている方への支援も考慮した指標として設定しています。 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
36	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑫教育環境の充実 指標として「学校に満足している子どもの割合」を把握してほしい。「学校の中で権利が保障され、個性が尊重されていると感じる子どもの割合」「学校の中で意見を聴かれ、尊重されていると感じる子どもの割合」「こどもの声を反映して校則の見直しを行っている学校の割合」「体罰や不適切な指導を受けたと感じる子どもの割合」「誇りややりがいを持って楽しく仕事に取り組める教師の割合」なども調査してほしい。	1	【その他】 「山梨県子ども計画」では、計画の構成が分かりやすくなるよう、他の計画との記載の重複を減らすよう策定を進めています。 学校教育の充実については、「第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係」において調和を図ることとしている「山梨県教育振興基本計画」において推進を図ることとしております。 ただし、県でも、学校や保育の現場など全てのこどもの居場所において、こどもの権利が守られることは重要だと考えており、「第4章 第1 ⑦ こどもの権利侵害防止」に「こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を掲げ、取り組みを推進していきます。
37	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑬良質な生活環境の整備 「安全・安心」だけでなく「施設・交通の利便性」「居場所や遊び場、体験機会の充足度」「相談や必要な支援へのアクセス性」なども生活環境の重要な指標では？	1	【実施段階検討】 県でも、重要な指標だと考えます。 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
38	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	中期目標⑭子ども・子育てにやさしい社会の実現 指標が「情報の得やすさ」だけとは残念。「社会に大切にされていると感じる子ども・子育て当事者の割合」を指標としては？	1	【記述済み】 基本目標（2）に「子育てについて社会全体から支えられていると思う子育て当事者の割合」を記載しています。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
39	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ①こどもの権利に関する理解促進	研修受講率ではなく、理解度を測れないでしょうか？ 教育・保育関係者だけでなく、こども、保護者、行政職員、議員、県民全般への理解促進を行ってほしい。	1	【記述済み】 理解度については、当該短期目標に対応する中期目標として記載しています。
40	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ②多様なこどもの意見表明機会充実	声を上げにくいこどもの意見を聴くことは大切だが、まずは一般のこどもの意見を聴く機会の充実も必要。こどもの意見を聴くための事業や、こども・若者がまちづくりや学校運営などに参加できるしくみづくりを施策に入れてほしい。アドボカシー人材の育成や学校への派遣も検討してほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも、声を上げにくいこどもだけでなく、広く一般のこどもの意見を機会の充実も必要だと考えるため、「第4章 第1 ②多様なこどもの意見表明機会充実」の個別施策に「こどもの意見表明機会充実」を追加します。
41	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦こどもの権利侵害防止	「教育委員会部局との連携」として「学校や保育の現場における子どもの権利保障」についての施策が入っていることは大変素晴らしいです！ 「生徒一人一人が権利の主体として認識され、個性が尊重され、意見が聴かれ、最善の利益が図られているか」市町村管轄の小中学校についても、学校単位で確認が必要です。「一人一人に合った学びの環境が提供されているか（選択できる仕組みがあるか）」「人権侵害的な校則が無いのか」「こどもの意見を反映して校則の見直しが行われているか」「体罰や不適切な指導が行われていないか」「こどものSOSを拾える体制があるか」「教員の人権は保障されているか」といったことを、教育委員会が率先して確認し、改善にむけた指導、教員の意識改革・待遇改善を行ってください。	1	【実施段階検討】 県でも、学校や保育の現場など全てのこどもの居場所において、こどもの権利が守られることは重要だと考え、「第4章 第1 ⑦こどもの権利侵害防止」に「こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を掲げ、取り組みを推進していきます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
42	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実	評価指標が「県内の遊びや体験の場についてやまなし子育てネットで共有する市町村数」となっていますが、他に適切な指標は無いでしょうか？	1	【その他】 中期目標の「こどもの遊び場が足りないと感じる子育て当事者の割合」の上昇を図るための短期目標として設定した指標です。 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
43	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実	「自然体験活動の推進」の目的は「足腰の強いこどもの育成」なののでしょうか？自然を通して、感性や想像力、好奇心や創造力、集中力や注意力、身体機能などを高めること、自然との共生意識や自然への畏敬の念を育てることも目的なのではないのでしょうか？山梨県が取り組んでいる「自然保育の推進」もこれにあたると思われます。認証制度や財政的支援も施策として検討できるとよいと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「生命の尊重、健康な心と体、自立心、豊かな感性と表現の生きていくために必要な力を身につけたこどもの育成を推進します。」と修正します。
44	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実	「遊びや体験の場に関する情報の充実」とありますが、それよりも、例えば公園や博物館、動物園、図書館といった体験施設の充実や、多世代や多地域交流機会、異文化体験機会の充実、まちづくりへのこどもの参加機会の創設・・・といった県の事業としてできる「遊びや体験の場・機会の充実」を施策に入れていただきたい。家庭の状況や地理的制限などにより体験機会に差が出ないような工夫（こども連れの無料化・費用補助、学校・園利用、交通手段の充実など）も検討してほしいです。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも遊びや体験の充実が必要と考えますので、「第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実」の個別施策に「遊びや体験の場・機会の充実」を追加します。 なお、具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
45	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実	近年、保育園やこども園で幼児教育といって習い事のような活動が取り入れられていますが、幼児期は早期教育より遊びを充実させることが大切だという観点を普及する必要があります。	1	【実施段階検討】 県でも遊びの充実重要だと考えています。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
46	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨遊びや体験機会の充実	共働き世帯の増加や少子化により、学童期のこどもも、こどもだけで遊ぶ機会が失われつつあり、遊びを通じた認知・非認知能力や身体機能の獲得がしにくい状況があります。放課後の校庭解放やブレイパークの整備など、こどもの意見を取り入れた遊びの場の確保・充実を施策に入れてほしい。公園などの利用制限（ボール遊び禁止など）を見直してほしい。	1	【実施段階検討】 県でも遊びの充実は重要だと考えています。具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
47	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑪地域こども・子育て支援の充実	「こども食堂」などは、食の提供を行うとともに、子育て当事者やこどもが地域に居場所を持ち、地域の人とつながり、相談したり、支援につながる場として重要な役割を担っています。「こども食堂」の活動を支える事業（開設のための支援、協力者コーディネート、場所や資金の提供、活動の紹介、ネットワークづくりなど）を施策に盛り込んでほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 県では新たにこども食堂への支援品の配布調整や立ち上げへの相談支援を行うコーディネーターを設置することとしたので、御意見を踏まえ、「第4章 第3 ⑩こどもの居場所づくり」の個別施策に「居場所づくりの推進」を追加します。
48	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑫自己肯定感の向上に向けた取組	個別施策にあげられたもの（体験機会の充実）の多くは、第2の「遊びや体験機会の充実」または第6の「教育環境の充実」の方に該当する内容では？	1	【その他】 「第4章 第3 ⑫自己肯定感の向上に向けた取組」には、中期目標で掲げた「周りの人に認められていると思うこども・若者の割合」の上昇に効果を期待できると考えた個別施策を位置づけています。
49	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑫自己肯定感の向上に向けた取組	自己肯定感を高めるためには、「こどもの多様性を認め、ありのままの個性を受け止めてもらえる環境を作ること」や「信頼できる人間関係」、「安心できる居場所」を確保したり、「遊びや休息の充実」「成功体験を増やすこと」などが有効ではないでしょうか？競争や同調圧力を抑え、多様な他者の価値を認め合う（インクルーシブな）人間関係や、それを体現する大人たちの存在が重要です。早すぎるキャリア教育は、逆に自己肯定感を下げる可能性すらあると思います。	1	【実施段階検討】 御指摘の部分は、高校教育課の担当する個別施策の「職業人として働くことに対する意識・意欲の向上を図るため、早い時期から子どもたちを対象としたキャリア教育の推進などを図ります」についてだと考えますが、具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
50	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑫自己肯定感の向上に向けた取組	少人数教育を実現しただけでは、自己肯定感の向上につながることは考えにくく、対話の時間を持ったり、親がこどものDoingではなくBeingに注目できるような普及・啓発を行うといった施策を入れてはいかがでしょうか？	1	【実施段階検討】 少人数教育の実現による効果は多岐にわたり、こどもとの対話の時間確保についても期待できると考えています。 また、親とこどもの関係に関する普及・啓発については「第4章 第2 ⑧アタッチメントの形成促進」の個別施策に記載しています。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
51	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑫自己肯定感の向上に向けた取組	自己効力感を高めるためには、こどもの社会参画を進めることが効果的です。学校運営やまちづくりにおいて、こどもの意見を聴く場を設け、意見を反映したり、フィードバックする仕組みを新たに作っている自治体が増えてきています。こどもや若者が、自らの意見を十分に聞かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用観、社会の一員としての主体性を高め、ひいては民主主義の担い手の育成にもつながります（「こども大綱」より）。	1	【実施段階検討】 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
52	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑯こどもの居場所づくり	内容が「放課後児童クラブ」に限定されていますが、就学前のこども、学校に行かないこども、学校が無い日のこども、学校卒業後の若者の居場所の充実も求められています。児童館の充実や、中高生の居場所づくり、こども食堂やフリースペースの開設・運営支援といったことも施策として盛り込めないでしょうか？ また、放課後の校庭解放や、学校の教室を使ったこども食堂やフリースペースの運営ができるよう、県立学校施設の柔軟な運用と市町村への働きかけをしては？	1	【修正加筆等意見反映】 県でも、こどもの居場所としては多様な形態があると考えております。 御指摘のとおり個別施策が放課後児童クラブの記載に偏っておりましたので、個別施策として「居場所づくりの推進」を追加しました。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
53	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑩こどもの居場所づくり	学校や放課後児童クラブをはじめとする「こどもの居場所」は、こどもの主体性が大切にされ、こども・若者の声を聴きながらつくることが重要であることも周知する必要があります。	1	【記述済み】 「第4章 第1 ⑦こどもの権利侵害防止」の個別施策「こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」の中で、こどもの権利に関する周知についても取り組みます。
54	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑩こどもの居場所づくり	評価指標が「研修の受講率」となっていますが、この指標では不十分ではないでしょうか？	1	【その他】 御指摘の指標は、「放課後児童クラブでの過ごし方に満足しているこどもの割合」の上昇を図るための取り組みの指標として設定したものです。今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
55	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑪ひきこもりへの対策・支援	「教育相談を実施して問題行動を未然防止」とありますが、「ひきこもり」につながる「不登校」を「問題行動」として捉えているのだとすると、認識に誤りがあります。「不登校」や「ひきこもり」は問題を解決する（ストレスから身を守る）ための行動であって、精神的に追い詰められた状態のまま我慢し手登校し続ける行動の方が「問題」です。また「問題行動」の原因をこども自身の特性や家庭に求める（医学モデル）のではなく、環境に求める姿勢（社会モデル）が無ければ、次々と同様な「問題行動」（排除）が起こります。最後の施策として挙げられている「学校等の集団生活において不適応を起こしている児童について…症状や社会性の改善を図ります」という表現は、まさに医学モデルに基づいた考え方で、この捉え方をしている限り、「不登校」や「ひきこもり」は増え続けます。当事者へのアンケート行い、原因となる環境要因を洗い出し、「不登校」や「ひきこもり」にならずに安心して自分らしく過ごせる学校／社会を実現するための施策を検討してください。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも「ひきこもり」という行動そのものではなく、「ひきこもり」により発生することの多い問題の発生を防止したいという意味で考えておりますので、御意見を踏まえ、「問題行動の未然防止」を「問題発生時の未然防止」とします。
56	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑪ひきこもりへの対策・支援	「ひきこもり」は解消しなければいけないとの認識で施策が挙げられていますが、必ずしも解消すること（社会に出ること）がその人にとって最善とは限らないと考えます。「ひきこもり」によって当事者や家族が困難を感じている場合は支援が必要ですが、「ひきこもり」状態でも本人が幸せであれば問題ないので、「ひきこもり」を認め、寄り添う支援も必要だと思われれます。	1	【記述済み】 計画では「ひきこもり」の当事者やその家族に寄り添い、安心して支援が受けられる環境整備や人材育成についても記載しております。
57	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑪ひきこもりへの対策・支援	「こころの発達総合支援センターの充実」とありますが、現在、相談を受けようとしても半年以上予約が取れないような状態が続いているので、人的充実を図るとともに、県内に同様の施設を新たに複数開設することを検討して下さい。必要な時にタイムリーに相談が受けられないのでは、機能が果たせず、存在意義が薄れてしまいます。また民間の医療機関も不足していると聞きます。誘致や開業支援も検討して下さい。	1	【実施段階検討】 待機期間の長期化は解決すべき大きな課題と認識しています。いただいた御意見につきましては、検討の際の参考とさせていただきます。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
58	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	「児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり」のためには、県内の当事者にアンケートやヒアリングを行って、どのような学校が求められているのかを知ることが第一歩です。県独自の調査を早期に実施し、その内容を学校現場に反映してください。 これまでに行われた全国規模の当事者アンケートでは、当事者の認識と教員の認識にズレがあり、当事者が考える不登校の原因と、教師が考える不登校の原因は違っています。当事者は、主に教師の言動、集団行動への違和感、勉強についていけない、友達関係を挙げていることから、原因は学校にある場合が多いと言えます。こうした指摘をひとつひとつ見つけ、応えることが、対策として最も重要ではないでしょうか？ 一方で学校の過大なカリキュラム、部活、宿題がこどもたちに過度のストレスをかけていることは明らかです。こどもたちの負担を減らすための工夫を検討するとともに、学力テストの廃止、一律の宿題の廃止、人権侵害的な校則の廃止といった大胆な改革が求められています。 こどもから相談を受けたカウンセラーが、こども自身を変えようとする傾向（行動変容のアドバイスなど）がありますが、こどもを取り巻く「環境の改善」が無ければ解決しない場合も多くあります。そのような場合に、学校のルールや教員の行動、物理的環境の改善、支援用具の導入といった、環境改善を行いやすい体制づくりが学校現場に求められます。柔軟な運用ができるよう教師の裁量権を増やしたり、新しいことにチャレンジしやすい雰囲気づくり、教員同士が相談・協力しやすい職場づくりを県全体で進めて頂きたい。	1	【実施段階検討】 県でも、学校や保育の現場など全てのこどもの居場所において、こどもの権利が守られることは重要だと考えており、「第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦こどもの権利侵害防止」に「こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を掲げ、取り組みを推進していきます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
59	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	「不登校に悩むこどもへの関わり方を保護者が研修するとともに、保護者間で情報共有する」とありますが、保護者だけでなく教員も同様に関わり方を研修したり情報交換する必要があると感じます。教員向けの研修は今もされていると思いますが、保護者やフリースクールのスタッフを交えた研修会を開くなど、当事者が求める（望む）関わり方について教員が学べる機会を作ってください。	1	【実施段階検討】 県でも、学校や保育の現場など全てのこどもの居場所において、こどもの権利が守られることは重要だと考えており、「第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦こどもの権利侵害防止」に「こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を掲げ、取り組みを推進していきます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
60	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	こどもは普段話慣れていない人に相談をすることは難しいので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、各学校に常駐できるように予算措置をお願いします。また、県のSSWについては、あまり知られていないので、こどもや保護者向けに周知し、学校を通さなくても利用できるようにしてください。	1	【その他】 県では、多様化・複雑化する児童生徒の課題解決に向けて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員に向けた検討を進めています。 なお、学校を通さなくてもSSWが活用可能な仕組みづくりについては、いただいたご意見も参考に検討して参ります。
61	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	アドボカシー人材を育成し、学校に派遣することで、普段からこどもの声を聴く体制を整えることも検討してほしい。	1	【実施段階検討】 県でも、普段からこどもの声を聴く体制を整えることも重要だと考え、「第4章 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える」などにより取り組みを進めます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
62	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	学びの選択肢を増やすため、「学びの多様化学校」や「夜間中学」の設置も施策に加えてほしい。早期実現を望みます。就学の時点で、多様な学びのスタイルがあることを広く周知し、こどもが選べることが望ましい。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも多様な学びの機会の確保について課題と考えているため、「第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援」の個別施策に「多様な学びの機会の確保」を追加します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
63	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱障害児・医療的ケア児等への支援	障害のある子どもが地域の学校の普通学級で学べるよう、小中高校への支援者派遣をする制度はあるのでしょうか？ 障害のあるこどもと無いこどもと一緒に生活させるフルインクルーシブの考え方が注目されています。障害を一つの個性と捉え、こどものうちからともに過ごすことで、障害や障害者への理解が深まるだけでなく、全てのこどもが安心して過ごせる学級づくりにつながると期待されています。本県でもインクルーシブ教育を推進してほしい。	1	【その他】 県では、特別な支援が必要な児童生徒が地域の学校の普通学級で学べるよう、各学校の要請に応じて、特別支援学校の特別支援コーディネーターを派遣し、指導助言を行っております。 また、インクルーシブ教育推進のため、全ての教員を対象とした研修を実施しているところであります。
64	第4章 施策の展開	高校の定員内不合格を無くすよう、県立学校への指導を徹底してください。	1	【その他】 高等学校は、中学校までの義務教育課程の積み上げを基礎とした教育が行われており、各高校は自校の教育課程や教育方針などを踏まえ入学者の選抜を行っております。 文部科学省通知（6文科初第779号）においても、定員内の不合格が直ちに否定されるものではないとされていますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
65	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止	P 8 5 「貧困の解消と連鎖の防止」の間違いでは？	1	【修正加筆等意見反映】 御指摘のとおり「貧困の解消と連鎖の防止」に修正しました。
66	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉒教育の支援	物価の高騰により、生活に必要な費用が上がっていることから、就学支援の対象となる世帯の所得基準を見直すべき。 修学旅行費用や学用品購入など、公教育にかかる費用を無償化してほしい。	1	【実施段階検討】 経済的理由によって就学を諦めることのないよう、引き続き、必要と認められる児童生徒への支援を継続します。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
67	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉓生活の安定に資するための支援	ひとり親に関わる支援については第4の㉒ひとり親家庭への支援に、中高生の居場所の設置・普及は第3の㉒こどもの居場所づくりに該当するのでは？	1	【修正加筆等意見反映】 ふたり親家庭に比べ、ひとり親家庭が経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、こどもの貧困対策としてひとり親家庭の親に対する支援を記載しています。 一方で、中高生の居場所の設置・普及について、御意見を踏まえ施策に追加します。
68	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉓生活の安定に資するための支援	こども食堂、フードバンク活動なども含め、活動資金補助や活動場所の手配、立ち上げ支援・コーディネート、ネットワークづくり、活動情報の広報などを自治体や社会福祉協議会などが中心となって行ってほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 県では、こども食堂への支援品の配布調整や立ち上げへの相談支援を行うコーディネーターを設置することとしたので、御意見を踏まえ追加した「第4章 第3 ㉒こどもの居場所づくり」の個別施策「居場所づくりの推進」として取り組みます。
69	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉔保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援	ひとり親支援に関わるものは第4の㉒に該当するのでは？	1	【記述済み】 ふたり親家庭に比べ、ひとり親家庭が経済的に厳しい状況にあることを踏まえ、こどもの貧困対策としてひとり親家庭の親に対する支援を記載しています。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
70	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉔保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援	ひとり親ではないが、両親が病気などで就労できない家庭への支援策はあるのでしょうか？	1	【その他】 お尋ねの場合には、就労よりも療養に対する支援が優先されると考えますが、ひとり親支援の一つである児童扶養手当では、父又は母が一定の障害の状態にある児童を監護している場合にも支給されます。
71	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉔経済的支援	ひとり親支援に関わるものは第4の㉔に該当するのでは？	1	【記述済み】 ふたり親家庭に比べ、ひとり親家庭が経済的に厳しいことに着目し、こどもの貧困対策としてひとり親家庭自立促進の親に対する支援を記載しています。
72	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉔経済的支援	物価の高騰により、生活に必要な費用が上がっていることから、就学支援の対象となる世帯の所得基準を見直すべき。さらに言えば、住民税の課税基準を見直すべき。	1	【実施段階検討】 経済的理由によって就学を諦めることのないよう、引き続き、必要と認められる児童生徒への支援を継続します。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。 また、個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえながら、国の動向を注視して参ります。
73	第4章 施策の展開 第5 貧困の解消と連鎖の防止 ㉔経済的支援	修学旅行費用や学用品購入など、公教育にかかる費用を無償化してほしい。 16歳未満の子どもを扶養控除の対象とするとともに、控除額の引き上げ（1年間にかかるこどもの生活費に相当する額）を国に働きかけてほしい。	1	【実施段階検討】 経済的理由によって就学を諦めることのないよう、引き続き、必要と認められる児童生徒への支援を継続します。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。 また、所得税の扶養控除については、国において児童手当等の子育て世帯に対する給付と関連付けながら議論されてきたと承知しており、国の動向を注視して参ります。
74	第4章 施策の展開 第6 良好な生育環境の確保 ㉔教育環境の充実	学びの場や学び方を多様化し、こどもが選べるようになることを期待しています。インクルーシブ教育を広め、全てのこどもにとって安心できる（心理的安全性を大前提とした）学びの場を目指してほしい。こどもの権利が保障され、意見が聴かれ、運営に参画できる学校づくりを進めてほしい。過度な負担を軽減し、人格や態度にまで優劣をつけるような評価による競争教育を止めてほしい。理不尽な校則などによる締め付けを止め、こどもたちが自分らしく過ごし、個性を磨き、主体的に行動できる学校にしてほしい。偏差値重視の進路指導を止め、こどもたちの興味・関心や個性に合った進路選びができるよう情報提供や自己分析の支援をしてほしい。教員が誇りとやりがいをもって仕事に取り組み、休息と権利が保障され、教員同士が相談・協力しあえる学校をあたりまえにしてほしい。	1	【実施段階検討】 県でも、学校や保育の現場など全てのこどもの居場所において、こどもの権利が守られることは重要だと考えており、「第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦ こどもの権利侵害防止」に「こどもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を掲げ、取り組みを推進していきます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
75	第4章 施策の展開 第6 良好な生育環境の確保 ㉔教育環境の充実	学校が合わないこどもの居場所として、フリースクール等の活動を行っている団体に対して費用補助や活動場所の斡旋、ネットワークづくりの支援等をするとともに、公の機関からこども・保護者への情報提供できるようにしてほしい。来年度から予定されている、フリースクールの利用料補助もここに盛り込んでほしい。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも多様な学びの機会の確保について課題と考えているため、「第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑩いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援」の個別施策に「多様な学びの機会の確保」を追加します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
76	第4章 施策の展開 第6 良好な生育環境の確保 ㊸ 良質な生活環境の整備	「安全・安心」だけでなく「施設・交通の利便性」「居場所や遊び場、体験機会の充実」「相談や必要な支援へのアクセス性」なども、子どもたちの生活環境として重要になります。公共施設を子ども連れで利用しやすくする、地域の大人との交流機会がある、豊かな自然環境を生かした遊び場がある、挑戦や失敗を受け止める寛容な大人がいる、意見を聴かれ、社会に参加する機会がある・・・なども考えられます。今後、子どもたちの声を聴きながら施策を検討していくとよいと思います。	1	【実施段階検討】 子ども・若者、子育て当事者などの意見を聴きながら、良質な生活環境の整備に取り組みます。具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
77	第4章 施策の展開 第6 良好な生育環境の確保 ㊸ 良質な生活環境の整備	「安全・安心なまちづくり」では、通学路への街灯の設置や、歩道や自転車通行帯の整備、安全なスクールバス停留所の整備、スクールバス停留所への自転車置き場の設置、通学路のブロック塀の撤去なども施策に盛り込んでほしい。	1	【実施段階検討】 子ども・若者、子育て当事者などの意見を聴きながら、良質な生活環境の整備に取り組みます。具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
78	やさしい版について	子ども向け？と思われる「子ども計画 やさしい版」が作成されたことは、とても素晴らしいと思います。子どもたちからもパブリックコメントを募集できるような工夫があれば、もっと良かったと思います。評価や見直しの際には、是非子どもたちからも意見を募集できるよう、今からしくみ作りを始めてほしいと思います。県には「子ども条例」もありますが、県民に向けた普及が足りていないと思います。こちらも「やさしい版」を作り、子どもたちに周知するとともに、権利が侵害された時の相談先「子どもの権利相談室山梨スマイル」などを合わせて紹介するとよいと思います。期待しています。	1	【実施段階検討】 引き続き、県の施策が子ども・若者に共有され、必要な方に必要な支援が届くよう取り組みを進めます。具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
79	第4章 施策の展開	インフルエンザや任意の予防接種費用を無償にしてほしい	1	【反映困難】 任意接種となっている予防接種については、重症化予防を目的として、個人の希望に基づいて行われるため、費用は自己負担となっています。
80	第4章 施策の展開	未満児の保育料も完全に無償にしてほしい	1	【反映困難】 保育料の無償化については、幼児教育の重要性や少子化対策の観点から、国の制度設計のもと、三歳以上児の無償化が図られています。本県では、国の無償化に先立ち、市町村と連携し、第二子以降、三歳未満児の無償化を実施しておりますが、対象の拡大には多額の負担が伴うため、制度の根幹を担う国に対し、無償化の拡充を強く要望してまいります。
81	第4章 施策の展開	上野原は子育てをするのに不便なことが多いので、県からの応援が欲しい ・病院の問題・・・産婦人科が無い、小児科の診療が午後無い、救急診療をしてくれるところが少ない ・小学生が遊べる場所が少ない・・・児童館の設置など ・大型の公園・・・施設内に室内で遊べる場所や、おむつ交換や授乳施設の完備、食事が出来る場所など	1	【実施段階検討】 計画では、市町村との連携を強化し、市町村とともに、住んでいる地域に左右されず、等しく必要な支援が受けられる環境づくりに取り組むこととしています。具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
82	第4章 施策の展開	使っていない畑を有効活用し県や市運営の農園づくり・・・老人の知恵を活かして豊かな食生活を目指す	1	【実施段階検討】 計画では、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう取り組むこととしています。具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
83	第4章 施策の展開	ガソリン代に対する補助金を出してほしい 県外に進学する際、補助金を出してほしい	1	【実施段階検討】 経済的理由によりこどもの権利が侵害されないよう取り組むことは重要であり、引き続き、貧困の解消と連鎖の防止に取り組みます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
84	第3章 計画の基本的な考え方 第4 目標達成のためのプロセス	支援する対象に「多胎育児家庭」を追加できないか 山梨県出生数が減少しているが、多胎児の割合は増えている。現在多胎育児支援は市町村により支援の格差がある。 特に妊娠期からの情報提供や孤立させないため、知恵の共有のためのピアの会など、各市町村だけでは補いきれない部分が多い。 県からのバックアップがあると、多胎児の出生数自体が少ない市町村で、ふたごみつごを生む親も安心できるのではないか。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ「第4章 第6 ㊸こども・子育てにやさしい社会の実現」の個別施策に「多様なニーズへの対応」を追加します。
85	第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係	「第5次山梨県男女共同参画計画」では、「ジェンダーギャップを解消し、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会の実現」、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を本気で目指すことを掲げています。「山梨県総合計画」においても国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れ、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現への施策、「山梨県教育振興基本計画」においてもジェンダー平等促進を施策に掲げています。しかし、本計画素案では、持続可能な開発目標（SDGs）の目標であるジェンダー平等促進及び性暴力の根絶、性と生殖における健康と権利に基づく施策等の視点が見当たらないと考えます。 性と生殖における健康と権利（SRHR）の推進がなければ、ジェンダーの平等と女性と少女のエンパワメントの実現もあり得ない。（G7広島首脳コミュニケ） 日本産婦人科医会・いのち支える自殺対策推進センター報告（2024）では、妊産婦死亡の原因別年次推移では、2020年から自殺がトップ（26% 22% 23%）、妊娠2ヶ月の自殺割合が飛び抜け高く、妊娠に気づいたその時期の自殺の深刻性が指摘されています。なぜ、妊産婦が自殺しなければならないのか、女性がトイレや自宅・公園・路上において、たった1人で出産。なぜ女性だけが加害者、死体遺棄などの罪に問われなければならないのか。子どもを巡る貧困の状況では、3歳以下の子どもがいる貧困世帯49.2%が紙おむつを買えなかった。同様に経済的な理由から月経用品を購入できない女性の心身の健康等に及ぼす影響においても、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として指摘され支援が求められています。（厚生労働省 2022年調査） さらに、ジェンダーに基づく暴力被害は、DV相談12万件（配偶者暴力相談支援センター 2023）です。警察庁統計（2024）では、警察に寄せられたDV相談は9万4937件（前年比7.1%増）DV防止法施行以降で最多。性的姿態撮影処罰法違反 8436件前年の3倍超。不同意性交3936件（前年比45.2%増 不同意わいせつ6992件（前年14.7%増）など、性暴力被害が止まりません。 日本のジェンダー平等の進捗は遅く世界に取り残されています。政治的意志があればすぐにできること、子どもたちがジェンダー不平等が解消され、性暴力のない社会に暮らせること、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の早期の実現に向け、「山梨県子ども計画」のさらなる取り組みを期待しております。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも様々な人権の擁護や女性の福祉の増進はこどもの権利保障にもつながるものであると考えため、御意見を踏まえ、「第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係」に「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」、「山梨県男女共同参画計画」、「山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との調和について記載を追加します。
86	第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係	下記の3計画との調和を保った「子ども計画」を望みます。 「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」では、人権の尊重や性暴力防止の教育・啓発が掲げられています。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法 2024年4月施行）第9条に基づき、女性相談支援センターは各都道府県に必ず1つ設置されており、法の目的・基本理念は、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確に規定し、困難な問題を抱える女性を支援する法です。さらに、「第5次山梨県男女共同参画計画」及び「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」等、十分に調和を図り「子ども計画」への施策に入るのではないのでしょうか？	1	【修正加筆等意見反映】 県でも様々な人権の擁護や女性の福祉の増進はこどもの権利保障にもつながるものであると考えため、御意見を踏まえ、「第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係」に「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」、「山梨県男女共同参画計画」、「山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との調和について記載を追加します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
87	第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況 第1 子どもの権利に関する状況 3. 守られていない権利	あらゆる暴力から守られる（暴力からの保護）17.5%が守られていないと回答しています。日常生活で安全に安心して過ごすことが困難な状況が想起されます。 特に、若年女性たちの健康を蝕む要素、性被害体験がある人はない人の2倍も死にたい気持ちを持っています。コロナ禍の影響では、20代女性の自殺件数が72%増加しています。山梨日日新聞（2025年1月30日）記事では、引き続き深刻な女性の自殺増加が報告され、小中高生自殺最多527人（男性239人女性288人）、小中高生の未遂歴では、女子高校生は男子の2.5倍、女子中学生も男子の2倍の人数を占めています。子どもたちは、社会の閉塞感、息が詰まるような生きづらさを抱えて過ごしています。性暴力根絶への対応が求められます。「性犯罪・性暴力対策の方針」（令和2年6月 文科省）に基づき、生命（いのち）を大切に、「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」（文科省）の取り組みを強化してほしい。	1	【実施段階検討】 いただいた御意見につきましては、困難な問題を抱える女性への支援、あらゆる暴力から守られる社会の実現に向けた取り組みを検討する際の参考とさせていただきます。
88	第4章 施策の展開 第6 良好な生育環境の確保	基本目標に追加項目 「あらゆる暴力から守られる環境」を入れてほしい。 内閣府調査（2022）子どもの性暴力被害の実態では、小学生以下18.2%、中学生24.0%、高校生32.7%、4人に一人が被害を受けています。デートDVは10代のカップルの3組に1組が行動の制限から深刻な性暴力を受けています。 特に、性被害の健康への影響は女性のライフステージでフラッシュバックされ、月経・妊娠・出産・育児など、子どもを産むことと育むことへの影響は計り知れません。 下記の取り組みをお願いします。 ・ジェンダー平等に向けての教育の推進 ・人権に関する啓発の推進 ・DV防止に係る県民全体への啓発の推進 ・性犯罪・性暴力防止への啓発の推進 ・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を含むプレコンセプションケア ・子どもたちに届くよう、女性福祉支援情報の一体的な発信	1	【修正加筆等意見反映】 「山梨県子ども計画」では、計画の構成が分かりやすくなるよう、他の計画との記載の重複を減らすよう策定を進めています。 一方で、県でも様々な人権の擁護や女性の福祉の増進は子どもの権利保障にもつながる重要な施策であると考えますので、「第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係」に関連する計画を追記することで必要な取り組みがしっかり進められるよう調和を図ります。
89	第3章 計画の基本的な考え方 第3 計画の体系	基本理念で掲げる社会の実現に向けて、次のとおり施策を展開します。 10代ケンシンを行う岐阜県飛騨市の取り組みのように、思春期保健の充実。 未来を描くためのライフプラン（キャリアプランよりもどんな人生を生きたいか、どんな人生だと不幸になるか、リスクを乗り越えるプラン）について考える取り組みが必要だと思います。 また、高卒の子たちの5年後の調査本「高卒5年 どう生き、これからどう生きるのか」 https://www.otsukishoten.co.jp/book/b114629.html など参考に若者の実態に造詣の深い研究者の協力も得ながら若者の声をきき必要な施策と一緒に考える取り組みが必要と考えます。	1	【実施段階検討】 県でも、子どもたちがライフプランについて考える機会を持つことはとても大切な事だと考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
90	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑩子どもの居場所づくり	⑩の子どもの居場所づくりの項目が、放課後児童クラブだけでなく、放課後デイサービスやフリースクールその他の居場所があるので、記載不足の感があります。 短期目標は、放課後児童クラブ職員だけでなく、子どもの居場所関係者の研修や情報交換会などを開催し、権利保護を徹底して進めていただきたいと思います。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも、子どもの居場所としては多様な形態があると考えております。 御指摘のとおり個別施策が放課後児童クラブの記載に偏っておりましたので、個別施策として「居場所づくりの推進」を追加しました。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
91	第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦子どもの権利侵害防止	70ページ「子どもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を「子どもの権利保障および包括的性教育に関する教育委員会部局等との連携」にしてほしいと考えます。子どもの4人に1人が性暴力被害にあっている（内閣府の「令和3年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業 若年層の性暴力被害の実態に関する オンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r04_houkoku/01.pdf ）ことを受け止めた対策が必要です。性がタブー視されている日本の社会で、性被害にあっても相談できない子どもを救うためには、そして性犯罪、性暴力から子どもを守るためには、包括的性教育が重要であり必要です。ユネスコが発表した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は世界の標準となっています。これは、人権教育を基盤とした包括的性教育です。人間関係、人権・文化・セクシュアリティ、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康と幸福のためのスキル、人間のからだと発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康の8つのキーコンセプトをもとに発達段階に応じた螺旋階段式に、学びを深めていき、知識、態度、スキルを身につけることができるカリキュラムです。子どもの権利保障には、包括的性教育が必要です。包括的性教育をめざす一歩をこの計画に入れてほしいと切望します。	1	【実施段階検討】 県でも、御意見にあるような包括的な性教育は重要であると考えます。 一方で、「子どもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」については、幅広く子どもの権利保障について扱う予定としており、包括的性教育について明記することで施策の趣旨と外れてしまう恐れがあるため、御意見を反映することは困難です。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
92	第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦子どもの権利侵害防止	71ページ「性に関する正しい知識の普及啓発」は「性の多様性の理解などセクシュアリティに関する正しい知識の普及啓発」にしてほしいと考えます。性を考えることは、生、生き方の問題です。性の健康と権利という人権教育が基盤にあることが正しい知識の獲得には不可欠です。感染症対策グループのみならず、教育委員会、男女共同参画推進の部署においても実施してほしいと思います。	1	【実施段階検討】 県でも、御意見にあるような内容は重要であると考えます。 一方で、御指摘の施策は目的が少し異なるものであるため、いただいた御意見の内容については「第4章 第1 ⑦子どもの権利侵害防止」の施策「子どもの権利保障に関する教育委員会部局等との連携」を進める中で検討を行います。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
93	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑫ 自己肯定感の向上に向けた取組	「生命（いのち）の安全教育の推進」を75ページの「自己肯定感の向上に向けた取組」に入れてください。内閣府は性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月30日決定）を出しています。これを受けて文科省は性犯罪防止のために「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。山梨県においてその実践はあまり進んでいない状況です。自己肯定感を育てるうえで、性は非常に重要です。子ども時代を含めて性被害にあうことは、その後の人生、健康に非常に大きい影響を与えます。生死に関わります。自分を否定する気持ちや希死念慮、子どもの自殺の増加が見られることは周知のことと思います。自分が大切な存在であると感じる人権教育の重要性は言をまたないこととして、家庭、学校、地域すべてに啓発が必要です。義務教育、高校教育課、生涯学習課、保健体育課などにおいて、推進してほしいと思います。「生命（いのち）の安全教育」は「包括的性教育」の一部しか含まれていないので、本当は「包括的性教育の推進」と入れてほしいのですが、せめて文科省が提案している「生命（いのち）の安全教育」を取り入れてほしいと願っています。	1	【実施段階検討】 県でも「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」については承知しており、学校や保育所、放課後児童クラブ等、様々な場において、これを踏まえて動き始めております。 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
94	第4章 施策の展開 第1 子どもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑤ 妊産婦等への保健施策	産後ケア 出産後の親が安心して利用できるような産後ケアサービスの実施を期待したいです。 他県では産後ケア利用に際し、要件を求めない（誰でも利用できる）制度にしたところ利用者が増加し、利用者の満足度も高いと聞きました。 安心できる子育て環境の一端と両親の出産意欲の維持のためにも、山梨県においても、より利用しやすい制度と利用料金の設定を求めます。	1	【実施段階検討】 より利用しやすい制度及び利用料金については、全市町村が参加する会議の場において共有を図って参ります。また、安心できる子育て環境の実現に向け、市町村が実施する産後ケア事業に対し引き続き支援を続けて参ります。
95	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑮ 仕事と生活の両立支援	山梨県は全国に先駆けて病児保育広域化を推進しており、他県と比較すると病児保育体制が整備されていると考えます。 利用料の補助も開始されているため、今後も当事業の継続を求めたいです。	1	【その他】 引き続き、必要な方に必要な支援が行き届くよう、取り組みを進めて参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
96	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ③ こども・子育てを支える地域づくり	小児初期救急医療に従事しています。 子どもの内科症状については、対応できているのですが夜間・休日の外傷（特に頭部外傷）については、脳外科と小児科の連携が必要なため対応ができない状況があります。 県内の子どもが安心して育つ救急医療体制の環境整備を期待します。	1	【実施段階検討】 山梨県地域医療保健計画とも調和を図り、県内の子どもが安心して育つ救急医療体制の環境整備に取り組みます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
97	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦ こどもの権利侵害防止	開業小児科医として虐待ケースの対応を求められることが多くなりました。 その際に児相と連携するのですが、虐待ケース増加による多忙さにより敏速な対応が難しいことも経験しています。 子どもの問題への早期発見・早期対応のためにもスタッフの増員や児相機能の改善を求めます。	1	【その他】 「第4章 第4 ②社会的養護を必要とするこどもへの支援」に記載の「やまなし社会的養育推進計画」において、児童相談所の強化等に向けた取組を定めております。
98	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱ 障害児・医療的ケア児等への支援	8 2P下から3項目目の「地域生活支援」について、孤立しがちな発達障がい児とあるが根拠が不明だと思われるので、修正した方が良いでしょう。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ「孤立しがちな」という表現について削除しました。
99	第4章 施策の展開 第6 良好な成育環境の確保 ⑳ こども・子育てにやさしい社会の実現	この項目は地域の中の子育てを対象とするだけではなく、子どもを真ん中にするという概念が含まれていると思いますが、評価指標や個別施策にその要素が含まれていないことに違和感があります。個別指標の3番目の文章についても検討してもらいたい。全体的にこども本人を主体とする施策になっていない。	1	【修正加筆等意見反映】 御意見を踏まえ、「第4章 第6 ⑳こども・子育てにやさしい社会の実現」の個別施策「こども・子育てを社会全体で支える機運醸成」について記載を修正しました。
100	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱ いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	評価指標がスクールカウンセラーの配置となっているがスクールソーシャルワーカーの充実が入っていないため修正してもらいたい。いじめは特に客観的に調査することについてメンバーについては権利関係のない第三者を検討する必要があるが、自治体ではほとんどできていないため、県全体で考える必要がある。 いじめ、不登校、中途退学により教育の機会確保法の観点からフリースクール等の多様な教育機会を保障できる対策が必要だと考える。 こども本人の視点が施策に盛り込まれていない。	1	【修正加筆等意見反映】 スクールソーシャルワーカーの配置についても取り組みを進めていることから、評価指標について「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置」と修正します。 また、フリースクール等の多様な教育機会の保障については「第4章 第4 ⑱」に「多様な学びの機会の確保」を個別施策として追加しました。 一方で、いじめに関する第三者による検討については「第4章 第2 ⑦こどもの権利侵害防止」に記載の「子どもの権利擁護機関運営」に記載されており、こども本人の視点については計画の基本目標に反映しております。
101	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦ こどもの権利侵害防止	こどもの権利を保障していく上で、福祉の視点やこどもアドボケイトの視点がほとんどなく、全体的に大人の目線で偏った施策となっているため、再検討してほしい。	1	【実施段階検討】 こどもの権利保障については、第4章 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える」の中に取り組みが記載されています。 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
102	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ② 多様なこどもの意見表明機会充実	児童相談所の職員や施設の関係者、学校の教員では聞き取れないこどもの意見をこどもアドボケイトとしてきちんと研修を受けている人が聞ける仕組みを作っていくことが必要。 全体的にこどもの権利を地域の中に醸成していくような施策が望まれる	1	【記述済み】 いただいた御意見のことについては「第4章 第1 ②多様なこどもの意見表明機会充実」の個別施策「子どもの権利擁護に係る環境整備」において取り組みを進めることとしています。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
103	第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係	画一的な意見として、保護者・養育者の中で様々な困難を抱えていらっしゃる女性に対しては、今年度施行された困難女性新法(略称)において、当事者または子どもの人権を尊重したうえでの援助が可能であると考えています。 協働・連携して施策の展開ができるよう希望します。	1	【修正加筆等意見反映】 県でも様々な人権の擁護や女性の福祉の増進は子どもの権利保障にもつながるものであると考えるため、御意見を踏まえ、「第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係」に「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」を追記し、調和を図った施策の展開を行います。
104	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ④ 妊娠・出産を望む方への支援	プレコンセプションケアの推進について、第一子誕生に向けた不妊検査や治療への経費の軽減も大切であると思いますが、インターコンセプションケア(産後ケアとプレコンセプションケアを含む連続したケア)にも関心を寄せて頂きたいと考えています。合計特殊出生率を上げていくためにも、第二子の妊娠に不安を抱かないよう助産師における専門的ケアが受けられる環境整備が重要ではないかと考えます。	1	【実施段階検討】 県でも、第一子の妊娠・出産に限らず、すべての妊娠可能年齢の女性や男性に対して行われる健康管理と生活習慣の改善を含む広範な取り組みが必要と考えております。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
105	第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	45頁までに提示されている「こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」について、そこから導き出される課題への具体的な取り組みが、67頁以降の展開へつながるものと推察いたしますけれども、それぞれのどの資料が、どの施策と結びついているのか(どのように対応しているのか)がわかりづらく感じます。関わりある資料の番号などを明記していただくとわかりやすいかと思えます。施策により、グラフなりパーセンテージなりが上昇、または低下することを目指すということで、中間目標達成についての検証もしやすくなるのではと思いました。	1	【実施段階検討】 今後の点検、評価、見直しにあたっては、いただいた御意見も参考に、より県民にとってわかりやすい計画となるよう検討して参ります。
106	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ② 多様なこどもの意見表明機会充実	国発信の視点の一つである「こども未来戦略」において、こどもたち自身が、そのMAPにあるように、安心してこどもを産み育てられるよう選択でき、そのような社会を生きられるよう、大人がどのような意識で生き、努力するかということです。 https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/70a802dc1983012788e8930667cfa561fc9345d7 (Yahoo!ニュース 1/8(水) 9:05 荒川和久 より) そのためには、大人に近いこどもたちの意見をしっかりと聴き、スピード感を持って対応していくことが望まれるのではないのでしょうか。そうすることで、自分が育った山梨県で子育てしたい、と思えるようになるのではと考えます。高校生や大学生、専門学校生、中学校卒業後に就職した若者などの意見を多く、幅広く聞いて、政策に反映できるようなシステム構築が必要ではないかと考えます。	1	【実施段階検討】 県でも、幅広くこども・若者の意見を聴き、政策に反映できるようなシステムの構築が必要と考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
107	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ② 多様なこどもの意見表明機会充実	こどもの意見表明権について https://news.yahoo.co.jp/articles/bb869fdb31839338f3642d2f7db73748ec6ffda4 私が想定しているこどもの意見表明権というものは、こちらの記事にあるようなものです。「意見」は、一方の利己的主張ではなく、相手のことを考え、社会や多くの人々にとってより良い可能性を探っていくものと考えます。我々大人は、既存の教育を受け、古い観点で物事を見ている場合が多いですが、新しい教育や視点を持っている今のこどもたちの方が、本質を見つめていたり、画期的なアイデアを持っていたりします。熊本県では「こどもアドボカシー」についての研究・研修機関もあるそうです。そのような機会や場を創出していくことで、こどもが、社会とのかかわりを実感でき、また、社会の一員として認められていることを認識できれば、こどもの主体性も大幅に向上するのではないのでしょうか。	1	【実施段階検討】 県でも、幅広くこども・若者の意見を聴き、政策に反映できるようなシステムの構築が必要と考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
108	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ⑦ こどもの権利侵害防止	子どもの権利擁護機関運営について 子どもの権利侵害の事案について相談を行ったことがあります。「やまなしスマイル」の相談員さんに温かく支えられ、また、小学校側も、その教師との対話の時間を設けて下さり、子は、その先生に、自分の想いや感じたことを伝えることができました。スマイルの相談員さんが迅速に対応して下さい、子の心も私の心もかなり落ち着き、大変助かりました。 対話の当日は、対話したいと考えた理由も説明でき、先生の方も理解して下さい、また、先生の方からもご意見を頂くなど、大切な経験となりました。しかし、今回のことは順風に進んだことではなく、紆余曲折がありました。市町村には、子どもが受けたことについて相談する部局が無く、また、私自身も当初、冷静さを欠いていたため、判断が難しかったのです。こどもの権利侵害に関しては、これは想像の範疇ですけれども、地域性があるのではないかと考えます。(学校が統合するなど。)やはり各市町村に相談できる担当部局があることが望ましいのではないかと考えます。県と市が連携し、全てのこどもの権利が守られる、という姿勢を期待します。	1	【実施段階検討】 市町村や関係機関と連携し取組を進めていきます。 いただいた御意見につきましては、検討の際の参考とさせていただきます。
109	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑧ アタッチメントの形成促進	教育・保育の質の向上について 北杜市にあります「森のピッコロようちえん」の教育研究者である中島久美子氏は、こどもが本来持っている力を信じ、大人の方がそれを学ぶ視点を持ち、新たな時代を切り開くこどもの育ちをいかに阻害しないかに気をつけながら、人間の土台とされる幼児期について研究を重ねている実践者です。大学にて講義なども行っています。全国、遠くは海外から、保育士だけでなく高校教諭や大学教授、学生など幅広い視察者が後を絶ちません。また、こどもの持つ自己決定力の育み方について、保護者たちもとことん語り合うなど、養育者支援も充実しており、2度、映画にもなっています。しかし、保育形態によって市から認定を受けられず、保護者は補助を受けずに通園しています。全てのこどもたちに、良質で新しい時代に即した保育・教育を、とするのであれば、「目指すこども像」について、隔てを超えて、研修・研究する場を創出されると良いのではないかと考えます。県内には、「進化する時代とこども」についての研鑽を積まれている先生方が多くいらっしゃいます。是非、そのような民間の先生方と連携され、保育・教育の質の令和的リビルドがなされることを期待します。	1	【実施段階検討】 県としても、引き続き、保育・教育の質の向上に向けて取り組みます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
110	第4章 施策の展開 第2 はじめの100か月を支える環境の充実 ⑨ 遊びや体験機会の充実	北杜市では、小学校や中学校の行事に体験格差があります。長坂小学校と泉小学校だけは、登山活動がありません。これは非常に疑問です。 移住促進の面からも、小学校や中学校で、どのような行事、取り組みがされているのかというのは保護者の興味が注がれるところであります。山梨県ならではの特色、充実した教育活動が行われていることを発信できれば、教育移住という点において、とても着目されるのではないかと考えます。 (一方で、北杜市では、給食に金芽米が使われており、食育の面で保護者に喜ばれています。) そして北杜市では、育成会活動が十分に行われております。地域を愛し、地域で育まれる安心、豊かさを実感できる機会ではありますが、その資金が潤沢ではなく、また、地域格差が大きいです。大人になって県外に出ても、子育ては自分が育った地域で、と考えてもらうには、やはり地域で愛された経験や体験が大切であると考えます。ですので、地域振興や育成会への助成金等についてもご一考いただきたいです。また同時に、公園が少ないです。安心して遊べる場が極めて少ないのです。また、中高生の居場所もありません。そのような場を創設する機会もお願いしたいです。(地域にある公民館の利用促進など)	1	【実施段階検討】 各自治体の様々な取り組みについては、各市町村にその判断が委ねられているものが多くあります。 いただいた御意見も参考に、引き続き、県と市町村で連携しながら、取り組みを進めて参ります。
111	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑩ こどもの居場所づくり	現在、北杜市立長坂小学校の放課後児童クラブでは、登録者数の増大により、こどもたちは室内で過ごすことを余儀なくされています。毎日、外遊びができないのです。こどもにとって、外遊びがいかに重要か、それは全国的にみられる視力低下の面からも明らかです。民間の参入、もしくは指導員の増員など、他都道府県の取り組みも参考にするなどの対応をお願いしたいです。自然が豊かで土地も広い山梨県で、外遊びができない、という不思議な現象を、かなり残念に思います。	1	【その他】 各自治体の様々な取り組みについては、各市町村にその判断が委ねられているものが多くあります。 いただいた御意見も参考に、引き続き、県と市町村で連携しながら、取り組みを進めて参ります。
112	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑪ いじめ、不登校、中途退学等への対策・支援	スクールカウンセラーについてですが、研修等はどうかされているのでしょうか。以前こどもが相談した際、秘密を守ってもらえず、愕然とした経験があります。心のケアのプロであってほしいですし、また、こども相手だからと言って、守秘義務は最低限守っていただきたいかったです。一度でもそういうことがあると、こどもというのはその大人を信用しません。ですので、スクールカウンセラーの方々の研修や研鑽の場は確保されてほしいです。	1	【その他】 SCの研修については、現在、年3回実施しております。守秘義務については、SC業務の基本であることから、研修において、再度徹底します。

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
113	第4章 施策の展開 第4 困難な状況にあるこども・若者への支援 ⑱ 障害児・医療的ケア児等への支援	インクルーシブ教育の機会を創出していただきたいです。 京都では頻繁に、ハンディを持つ方々に会ったり、また、共に過ごしたりする機会がありました。私自身、小学生の頃から、教室にはダウン症の友だちや耳が聞こえにくい友だちが常について、一緒に授業を受けていました。どうすれば、彼らが心地よく授業に参加できるか、配慮を考えたりするのが当たり前でした。 山梨県に移住してからは、あまり会うことがなく、また、こどもからもあまり話題に出ないので、ハンディを持つ人々を遠くにしてしまうことがないか、気になっています。これからの時代はVUCAとも表現されますが、PDCAも大切ながら、OODAループの必要性も注目され始めると聞きます。インクルーシブ教育の機会の創出は、未来を切りひらくこどもたちが、突発的な課題に素早く対応する思考を耕す機会にもなり、また、共生社会の形成に向けた協働の姿勢の土台にもなると考えます。	1	【記述済み】 「山梨県こども計画」では、計画の構成が分かりやすくなるよう、他の計画との記載の重複を減らすよう策定を進めています。 インクルーシブ教育については、「第1章 計画の基本的事項 第3 他の計画との関係」において調和を図ることとしている「山梨県教育振興基本計画」において推進を図ることとしております。
114	やさしい版について	中学1年生の娘が、「やさしい版」を読んだ感想を書きます。 生活が充実していないこどもが読んだら、安心するかもと思いました。でも、そのためには、困っているこどもに寄り添わないと、困っているこどもは声をあげないので難しいと思いました。けれど多分、大人は、どの子が困っているのか見つけにくかったり、わからないんじゃないかと思います。私は今、自分が幸せなので、誰かが困っているかどうか意識したり、そういう目で友だちを見たりしていませんけど、そういう意識が大切で、そういう友だちの力になった方がいいのなら、やり方がわかれば、何かできるかも？と思いました、スクールカウンセラーに相談するとかです。 こども計画は、大人の人たちが意識して頑張ることが多いかもしれないけど、私たちこどもも知って、できることがあることを知っていくことも大事だと思いました。	1	【その他】 計画で掲げる社会の実現に向けては、皆様の御理解と御協力が必要です。この計画はこども・若者、子育て当事者だけでなく、全ての県民が、目的と目標、そしてそれらを実現するための手段に関する理解を共有し、同じ方向を向いて進んでいくためのツールとして作成しました。 今後も点検、評価、見直しを継続し、より県民にとってわかりやすい計画となるよう取り組んで参ります。
115	第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	・社会生活を円滑に送れない理由について 家族や共働きの増加、コロナによる影響で子どもだけでなく全世代においてコミュニケーション不足が問題です。もっと地域で多世代が交流できる場所が必要だと感じ、私は地域サロンや食堂、イベントで多世代交流をしています。活動する中で子どもたちは高齢者から学んだり、自信につながることもあります。逆に高齢者は社会的役割が生まれ、生きがいに繋がっています。一緒に活動することでお互いに良い刺激になっています。制度の問題があるかと思いますが、人口減少や少子高齢化に向け『子どもは子ども、高齢者は高齢者』と分けるのではなく一緒に活動したり、交流できる場を様々な地域で作ることが大切だと思います。	1	【実施段階検討】 県でも、多世代交流が行われることはとても良いことだと考えます。 具体的な取り組みについては、いただいた御意見も参考に実施段階において検討して参ります。
116	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ⑳ こどもの居場所づくり	子どもの居場所を増やしてほしい（公園など）	1	【記述済み】 県でも、多様なこどもの居場所が確保されることは重要だと考えており、「第4章 第3 ⑳こどもの居場所づくり」において取り組みを進めて参ります。
117	第4章 施策の展開 第1 こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える ㉑ こども・子育てを支える地域づくり	病院の充実（診療時間を延ばしてほしい、緊急の時などが不安）	1	【反映困難】 診療時間について、その決定はそれぞれの病院の判断に委ねられています。 県としては、皆様が安心して生活していただけるよう、引き続き、休日や夜間における救急医療体制の確保などに取り組みます。
118	第4章 施策の展開 第3 将来に対する希望の形成と実現の支援 ㉒ 仕事と生活の両立支援	保育料無償化（0歳～2歳）全市町村で行ってほしい。	1	【反映困難】 保育料の無償化については、幼児教育の重要性や少子化対策の観点から、国の制度設計のもと、三歳以上児の無償化が図られております。本県では、国の無償化に先立ち、市町村と連携し、第二子以降、三歳未満児の無償化を実施しておりますが、対象の拡大には多額の負担が伴うため、制度の根幹を担う国に対し、無償化の拡充を強く要望してまいります。